

RCCM資格制度の改定について

(平成28年9月1日付改定)

RCCM資格制度に関する規定類が平成28年9月1日付けで改定されました。主な改定内容は以下に示すとおりです。

1. RCCM登録更新講習会の有効期間を4年間とします

改定前は登録更新講習会の有効期間は1年間でした。

今回の改定により **登録更新講習会の有効期間は4年間**となり、RCCMを複数部門登録されている場合、それらの部門を更新するために登録更新講習会へ参加するのは1回で済むこととなります。

ただし、登録更新講習会を受講してから登録されるまでの期間により修了する自主学習システムの条件（発行年度）が異なりますので次項目で示します。

2. RCCM登録を申請する際には最新の自主学習システムを修了する必要があります

RCCM登録更新講習会の有効期間を4年間とすると、講習会を受講してから登録をするまでに複数年経過する場合があります。

RCCMは、技術の進歩、向上に対応した知識の習得、技術力の維持などを目的として4年毎の登録更新講習会を受講した上で登録を更新することを特徴としています。

したがって、登録更新講習会の有効期間を4年間としても知識の習得、技術力の維持に支障をきたさないため、登録の際には **最新の自主学習システムを修了している**ことを登録要件としています。

自主学習システムは **9月15日**に新しいものを発行することとしていますので、登録に必要な自主学習システムは9月15日を境に発行年度が変わりますことをご注意ください。

最新の自主学習システムの購入方法は、協会HPまたは平成29年度のRCCM登録更新講習会の案内などでお知らせします。

3. R C C M登録更新講習会受講により登録出来るのは、同一の技術部門については1度だけです

4. R C C M資格の登録有効期限は登録日から3年を超えた2月末日までになります

改定前は試験に合格した年から4年サイクルで登録有効期限が定められており、登録を更新された場合の有効期限は4年後で資格の有効期間は4年間でしたが、未登録の技術部門を登録する場合には有効期限が定められているため、登録の有効期間は登録時期により異なりました。

今回の改訂により、合格後4年サイクルで定められていた有効期限は撤廃され、**登録日から3年を超えた2月末日が有効期限**となり、最短でも約3年の有効期間となることとなります。

なお、登録日は毎月「1日」と「15日」としているため、有効期間の最短は2月15日登録（1/31～2/14に申請）で3年と2週間、最長は3月1日登録（2/15～2月末日に申請）で4年間（更新登録と同じ）となり、2月15日前後で大きく異なりますのでご注意ください。

以 上